

H21 大真名子東沢上流谷止群詳細設計業務説明書

技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 (様式－6) ① 当該業務に関する部門(河川、砂防及び海岸、海洋部門)の建設コンサルタント登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ② 上記以外	① 10 ② 加えない
	地域性	地域精通度 (様式－8) 平成 11 年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局関係事務所(港湾空港関係を除く)における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加えない。	① 5 ② 3
	業務経験	(様式－5) 平成 11 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある なお、業務実績が無い場合は選定しない。 記載する業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。	① 20 ② 10
		参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務の業務成績が 60 点未満(関東地方整備局発注業務において平成 20 年 6 月 16 日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については 65 点未満、また、平成 21 年 2 月 16 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については 65 点未満)の場合は選定しない。	—
	専門技術力	業務成績	平成 15 年度から平成 19 年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。 ① 85 点以上 ② 80 点以上 85 点未満 ③ 75 点以上 80 点未満 ④ 70 点以上 75 点未満 ⑤ 65 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点以上 65 点未満 ⑦ 60 点未満 なお、500 万円以上の関東地方整備局発注業務の実績がない場合は、加えない。
優良表彰		(様式－7) 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成 15 年度から平成 19 年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記の順位で評価する。 ① 優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において 80 点以上の業務成績が 5 件以上ある者。 ② 優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において 80 点以上の業務が 3 件以上 5 件未満ある者。 ③ コスト縮減優良業務表彰を受けた経験がある者。	① 5 ② 3 ③ 1

	不 誠 実 な 行 為	事 故 及 び	関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意又は瑕疵請求 ② 口頭注意	① -5 ② -3
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 者 資 格	(様式-2) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士 ・技術士：総合技術監理部門(建設-河川、砂防及び海岸・海洋) ・技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)に4年以上従事している者。 ② RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) ③ 博士(工学)又は博士(理学)又は博士(学術) (専門分野：砂防に関する研究) ④ 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) なお、上記以外の場合は選定しない。	① 10 ② 5 ③ 10 ④ 10
	業 務 経 験	業 務 実 績	(様式-2)(様式-3) 平成 11 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 ③ 同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ④ 類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ⑤ 砂防に関する研究実績を有する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、業務実績が無い場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成 20 年 6 月 16 日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が 65 点未満、また、平成 21 年 2 月 16 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については 65 点未満の場合は選定しない。 記載する業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。⑤を実績とする場合、研究内容がわかる資料を添付すること。	① 20 ② 16 ③ 20 ④ 16 ⑤ 12
	専 門 技 術 力	業 務 成 績	平成 16 年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務成績を下記の順位で評価する。なお、平均業務成績は TECRIS 評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ① 85 点以上 ② 80 点以上 85 点未満 ③ 75 点以上 80 点未満 ④ 70 点以上 75 点未満 ⑤ 65 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点以上 65 点未満 ⑦ 60 点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、過去 5 年間の 500 万円以上の関東地方整備局(港湾空港関係除く)発注業務がない場合、加点しない。	① 20 ② 16 ③ 12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥ 加点しない ⑦ 選定しない
			平成 20 年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の業務成績に 60 点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	-5

	優良表彰	(様式－3) 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成 15 年度から平成 19 年度までに完了した業務のうち優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において 80 点以上(技術者評価)の業務が 2 件以上ある者。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5
	地域性 地域精通度	(様式－2) 平成 11 年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局関係事務所(港湾空港関係を除く)における業務実績あり。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5 ② 3
	専任性 手持ち業務量	(様式－2) 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が 4 億円以上または件数が 10 件以上の場合。または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が 4 億円以上または件数が 10 件以上は選定しない。	数値化しない
業務実施体制	の業務実施体制 の妥当性	(様式－4)(様式－9) 業務の分担について記載する。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内における PM 又は CM の管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 717 号)第 3 条の一に該当する「河川、砂防及び海岸、海洋部門」の技術管理者。
- ③ 地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 718 号)第 3 条の一に該当する技術管理者。
- ④ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第 31 号)第 6 に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

5. 技術提案書を特定するための基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		管理技術者
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<様式-2> 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士 ・技術士：総合技術監理部門(建設－河川、砂防及び海岸・海洋) ・技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)に4年以上従事している者。 ② RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) ③ 博士(工学)又は博士(理学)又は(学術) (専門分野：砂防に関する研究) ④ 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) ⑤ 上記以外
	業務経験	業務実績	<様式-2><様式-3> 平成 11 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 ③ 同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ④ 類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ⑤ 砂防に関する研究実績を有する。 ⑥ 上記以外 ⑦ 実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成 20 年 6 月 16 日以降公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が 65 点未満、また、平成 21 年 2 月 16 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が 65 点未満である場合 記載する業務は 1 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。
	専門技術力	業務成績	平成 16 年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務成績を下記の順位で評価する。なお、平均業務成績は TECRIS 評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ① 85 点以上 ② 80 点以上 85 点未満 ③ 75 点以上 80 点未満 ④ 70 点以上 75 点未満 ⑤ 65 点以上 70 点未満 ⑥ 60 点以上 65 点未満 なお、過去 5 年間の 500 万円以上の関東地方整備局(港湾空港関係除く)発注業務の実績がない場合、加点しない。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 管理技術者が 60 点未満の場合、特定しない。

			平成 20 年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の業務成績に 60 点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	- 5
		優良表彰	<様式-2> 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成 15 年度から平成 19 年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において 80 点以上(技術者評価)の業務が 2 件以上ある者。	① 5
	地域性	地域精通度	<様式-2> 平成 11 年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局関係事務所(港湾空港関係除く)における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	① 5 ② 3
実施方針・実施フロー・工程表 その他<様式-3>	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		15
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 なお、業務目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。		15
参考見積	参考見積りの妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。		数値化しない

(※)マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内における PM 又は CM の管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 717 号)第 3 条の一に該当する「河川、砂防及び海岸、海洋部門」の技術管理者。
- ③ 地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第 718 号)第 3 条の一に該当する技術管理者。
- ④ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第 31 号)第 6 に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

〔標準様式 7－3〕（土木関係建設コンサルタント業務等の場合）

プロポーザル評価表（技術者評価型）

1. 業務名 : H21大真名子東沢谷止群詳細設計設計業務
2. 所属事務所 : 日光砂防事務所
3. 方式 : 簡易公募型プロポーザル方式
4. 技術提案書の提出要請日 : 平成21年5月28日
5. 特定通知日 : 平成21年6月23日

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	1	
			国土防災技術(株)	
			評価	評点
管理技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野内容	10	①	10
	過去10年間の同種又は類似業務の実績	20	①	20
	平成16年度以降に担当した国土交通省発注業務の成績	20	③	12
	平成20年度以降に担当した国土交通省発注業務の成績	(－5)	—	—
	技術者表彰・業務表彰経験、良好な成績の有無	5	—	0
	過去10年間の当該事務所・周辺での業務実績	5	①	5
実施方針・実施フロー ・工程表その他	業務理解度	15	A	15.0
	実施手順	15	B	13.0
	工程表	10	C	7.3
	その他	15	B	12.0
合 計		115	94.3	
参考見積		数値化しない	—	